

表1

対象外品目	厚生労働大臣が定める者	厚生労働大臣が定める者に該当する基本調査の結果
車椅子および 車椅子付属品 ※市への申請は不要	次のいずれかに該当する者	
	1) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7が「3.できない」
	2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者 →主治医からの情報をもとに福祉用具専門員が参加するサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントによりケアプラン担当者が貸与の必要性を判断する。
特殊寝台および 特殊寝台付属品(サイドレール・マットレス・ベッド用ですり)	次のいずれかに該当する者	
	1) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4が「3.できない」
	2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3が「3.できない」
床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3が「3.できない」
認知老人徘徊感知器	次のいずれにも該当する者	
	1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 「1、調査対象者が意思を他者に伝達できる。」以外 または、基本調査3-2～7いずれかが「2.できない」 または、基本調査3-8～4～15のいずれかが「1.ない」以外 その他、主治医の意見書において認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む
	2) 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2が「4.全介助」以外
移動用リフト (段差解消機) (※市への申請は不要)	次のいずれかに該当する者	
	1) 日常的に立ち上がり困難な者	基本調査1-8が「3.できない」
	2) 移乗が一部介助または全介助を必要とする者	基本調査2-1が「3.できない」または「4.全介助」
3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	生活環境において段差の解消が認められる者 →主治医からの情報をもとに福祉用具専門員が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアプラン担当者が貸与の必要性を判断する。	
自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に 吸引するものを除く)	次のいずれにも該当する者	
	1) 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6「4.全介助」
	2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1「4.全介助」